

液状化による**宅地**の被害の復旧を支援します

令和6年能登半島地震

柏崎市液状化被災宅地復旧支援事業

ご利用の手引き

受付開始 令和6(2024)年10月1日から

相談および申請の窓口

柏崎市役所 4階(柏崎市日石町2番1号)

受付時間 毎日(土日祝を除く) 午前8時30分から午後5時00分まで

都市整備部 都市計画課 街路公園係 電話0257-21-2298(課直通)

事業の内容や申請書類が市のホームページからダウンロードできます。



「柏崎市液状化被災宅地復旧支援事業」で検索

1 支援事業の目的・申請の要件

目的

令和6年能登半島地震(以下「地震」という。)により液状化被害を受けた宅地で、所有者などが行う宅地復旧に要する経費を支援するため、液状化により被災した宅地の復旧費用を補助します。

申請の要件

①対象となる住宅・宅地(以下の全てに該当するもの)

(1) 柏崎市内にあること

(2) 住宅の用に供されていること(併用住宅を含む)

※賃貸住宅(賃貸アパート・戸建賃貸住宅など)や社宅、寮、空き家などは対象外

(3) リ災証明書で「全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊」と判定された住宅であること

(ただし、「準半壊に至らない(一部損壊)」(以下「一部損壊」という。)と判定されたもののうち、液状化により相応の宅地被害が認められるものを含む)

(4) 地震による液状化により、陥没や隆起などの宅地被害や、住宅に傾斜や沈下などの被害が生じた宅地であること

②対象となる者(申請者)(以下のいずれかに該当するもの)

(1) 「対象となる住宅(分譲マンションを除く)」の世帯主及び世帯構成員(以下「居住者など」という。)

(2) 「対象となる住宅(分譲マンションを除く)」に住んでいない、居住者などの配偶者または扶養義務者

(3) 対象となる宅地」の所有者(住宅の居住者などであって宅地の所有者である場合を除く)

③その他の要件

居住者などが宅地内に住み続けるために行う復旧工事が対象となります。

本支援制度における住宅の定義と宅地の数】

ア 戸建住宅(専用住宅)…独立した一棟の専用住宅

: 一の宅地として申請可能です。

イ 併用住宅(店舗、事務所など併設)…自己の住居と、店舗や事務所などを併設している住宅

: 一の宅地として申請可能です。(ただし、店舗専用の宅地範囲(店舗のみで使用する駐車場など)は対象外、地盤改良や傾斜修復を行う場合は、住宅と非住宅部分を面積按分し、住宅部分相当を対象)

ウ 多世帯住宅…戸建住宅で、世帯ごとに居室、台所、便所、風呂などの生活スペースが分離しているもの

: それぞれの世帯ごとに一の宅地とみなし、世帯ごとに申請可能です。

※世帯ごとに申請する場合、それぞれの申請の対象工事が重複していないことを確認するために、全世帯分を同時に申請してください。

※生活スペースの分離が確認できない場合は、全世帯で一の宅地として、1件の申請となります。

2 対象要件

液状化による被害

このたびの地震において、柏崎市内でも液状化により「住宅の沈下・傾斜、地盤の亀裂・陥没」など、住宅や宅地に被害が発生しました。「液状化被害」とは、液状化により強度をなくした砂地盤が流動化することにより、噴砂を生じたり、地中の軽い埋設物を浮き上がらせたり、地上の建物を沈下させたりするなどの被害のことを言います。

液状化被害の実例



地盤の亀裂(柏崎市)

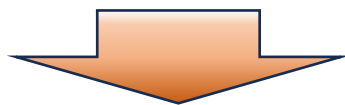


噴砂(柏崎市)

上記のような「**液状化による被害**」を受けた宅地が支援制度の対象となります。

一部損壊の方の場合

このたびの地震では、住家の被害の程度が「一部損壊」であっても、宅地内での「液状化による被害」が大きく、多くの復旧費用を必要とする方々が多くいることから、



液状化による「**相応の被害**」があると認められた場合、
本支援制度の対象となります。

※「相応の被害」＝日常生活に支障がある、または宅地内外に危険を及ぼす恐れがある

- ・「液状化による被害」かどうか、また、一部損壊における「相応の被害」かどうかの確認は、ご提出いただく「第3号様式 液状化被災状況説明書」などをもとに総合的に判断いたします。
- ・一部損壊の場合は、別冊「(一部損壊の方へ)「宅地の相応の被害」とは」を参照してください。

3 対象工事

液状化の被害による以下の工事が対象です。
また着手済み・完了済みのものであっても対象となります。

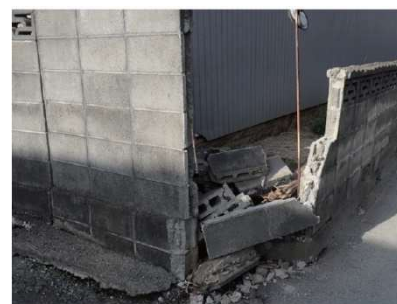


1 復旧工事

被災宅地の原形復旧を基本とした工事
(擁壁、地盤の復旧など)

【対象工事例】

○ 対象	擁壁のひび割れの補修
	壊れた擁壁を撤去し、新たに造り替える
	地割れや陥没した地盤を砂やモルタルで埋める
	隆起した地盤を復旧する
	崩れたのり面や自然斜面を復旧する
×	対象外
	目隠し用途など、土留め機能のない塀の復旧



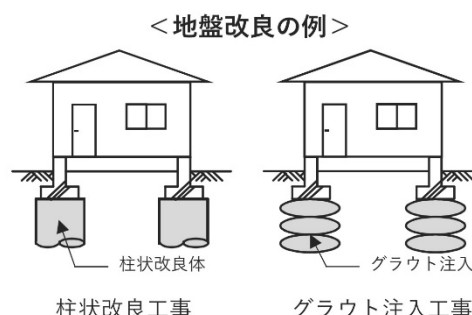
土留め機能のない塀の例
ブロック塀などの安全確保における
啓発チラシ／
(一財)日本建築防災協会

2 地盤改良工事

沈下防止のための住宅建屋下の地盤改良工事

【対象工事例】

○ 対象	住宅を残したまま行う沈下防止のための地盤改良
	宅地内での建替え時の沈下防止のための地盤改良
×	対象外
	住宅建屋下以外の範囲(庭など)の地盤改良 移転(被災宅地外)して建替える場合の地盤改良

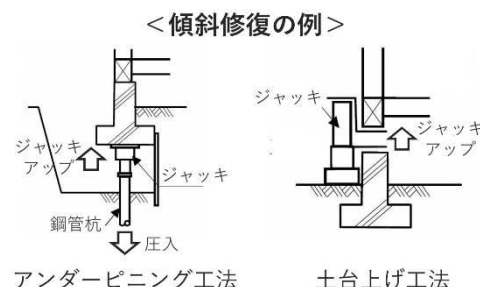


3 傾斜修復工事

住宅基礎の沈下・傾斜を修復する工事

【対象工事例】

○ 対象	基礎下に杭や耐圧版の設置、固化材注入などを行う傾斜修復
	土台を上げて行う傾斜修復
×	対象外
	一室の床のみ傾斜修復を行うなど、基礎から傾斜修復を行わないもの



【共通の対象工事例】

○ 対象	工事のために実施した調査、設計費用
	構造基準を満たすものへ変更となる工事 【例】空石積擁壁→練石積擁壁へ変更して復旧
×	対象外
	工事を行わない場合の調査、設計費用
	原形復旧の範囲を超えた質的なグレードアップ工事 地震による被害以外の修繕工事

4 補助金額

補助金額

補助対象経費上限 1,200万円(消費税含む)

補助率 2/3

補助上限額 766.6万円

ただし、既存の国県市制度を活用している場合は、その支援額が控除されます。

※り災証明書の「被害の程度」によらず、上記の金額となります。

※消費税も補助の対象となります。

補助金の算定要件

(1) 国県制度の支援額控除について

既存の国県制度を活用している方としていない方で支援額の総額に不公平が生じないように、以下の①、②に示す、既存の国県制度を活用している場合は、その支援額を控除して本補助金額を算定します。

① 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度(以下「国制度」という。)(支援額のうち50万円を超えた額のみ)

② 被災者住宅応急修理支援制度(以下「県制度」という)

(①～②を総称して「国県制度」という。)

(2) 少額工事控除について

このたびの地震の液状化による甚大かつ広範囲にわたる被害を踏まえ、本支援制度を創設し、復旧を支援することといたしましたが、私有財産である宅地の復旧は、自己負担による復旧が基本であり、本支援制度を活用できる方とできない方の公平性の観点から、所有者が個人で負担すべき少額工事相当の50万円については、補助対象経費から控除して本補助金額を算定します。

算定方法

(1) 見積書から本制度の補助対象経費となる費用の合計(税込)を計算 …… A 円

(上限1,200万円)

(2) 下記計算式により基礎額を計算

基礎額 = (A 円 - 50万円) × (2/3) = B 円

(3) 国制度(支援額のうち50万円を超えた額のみ)、県制度(支援額の全額)、

の合計額を計算 …… C 円

(4) 下記計算式により本制度の補助金額を計算

B 円 - C 円 = 補助金額 円

(千円未満切り捨て)

算定例 (り災証明で「大規模半壊」と判定された住宅の場合)

被害の程度	補助対象経費 (税込)	国県制度 支援額	算定式	補助金額 (税込)
大規模 半壊	宅地地盤復旧 150 万円 住宅傾斜修復 850 万円 合計 1,000 万円	国制度 70.6 万円 県制度 100 万円 合計 170.6 万円 (最大限活用)	$(1,000 \text{ 万円} - 50 \text{ 万円}) \times 2/3 = 633.3 \text{ 万円}$ ※1 国制度支援額 70.6 万円 - 50 万円 = 20.6 万円 ※国県制度の支援額 20.6 万円 + 100 万円 = 120.6 万円 $633.3 \text{ 万円} - 120.6 \text{ 万円} = 512.7 \text{ 万円}$ ※1 国制度は支援額のうち 50 万円を超えた額のみ控除	512.7 万円

5 手続き方法

申請回数の上限・完了期限など

(1)申請回数の上限について

一の宅地につき、一回のみ申請可能です。(既存の国県制度の活用後、本補助金の申請をお願いします)

(2)補助事業の完了について

工事完了後にご提出いただく「実績報告書」の提出は、交付決定を受けた年度の3月 31 日まで(令和6年度は令和7年3月 31 日まで)に提出が必要です。

工事事業者が混み合っており、工事着手の目途が立たないなどの事情がある場合は、個別にご相談ください。

補助金の受領方法

・申請者本人が受領

工事代金を申請者が工事事業者に支払った後、申請者の指定口座に補助金を交付する方法

【注意事項】既に支払い完了済みの方も、「本人受領」となります。

補助金の遡及措置

・本支援制度では、既に復旧に着手している方や既に完了済みの方もご利用いただけます。

	Ⓐ これから 工事に着手する方	Ⓑ 工事は着手済みだが 支払いは未完了の方	Ⓒ 既に支払いまで 完了済みの方
R6.1.1 地震発生 ↓		工事 ↓	工事 ↓
R6.10.1 受付開始 ↓	工事に着手する前に 補助金交付申請 ↓ 工事	支払い完了前に 補助金交付申請 ↓	支払い完了後に 補助金交付申請兼 実績報告 ↓
手続き方法	補助金交付申請		補助金交付申請兼実績報告
補助金受領方法	本人が受領	本人が受領	本人が受領

【注意事項】

・R6 年 12 月 27 日以前に着手した(またはする)工事は、補助金交付申請より前に着手した工事でも、遡って対象とすることができます(ⒷまたはⒸパターン)。

・R6 年 12 月 28 日以降に対象工事に着手する場合は、Ⓐパターン(工事に着手する前に補助金交付申請)の手続きとする必要があります。

・工事の計画において、補助金交付申請の手続きをお忘れないようご注意ください。

6-1 これから着手する場合

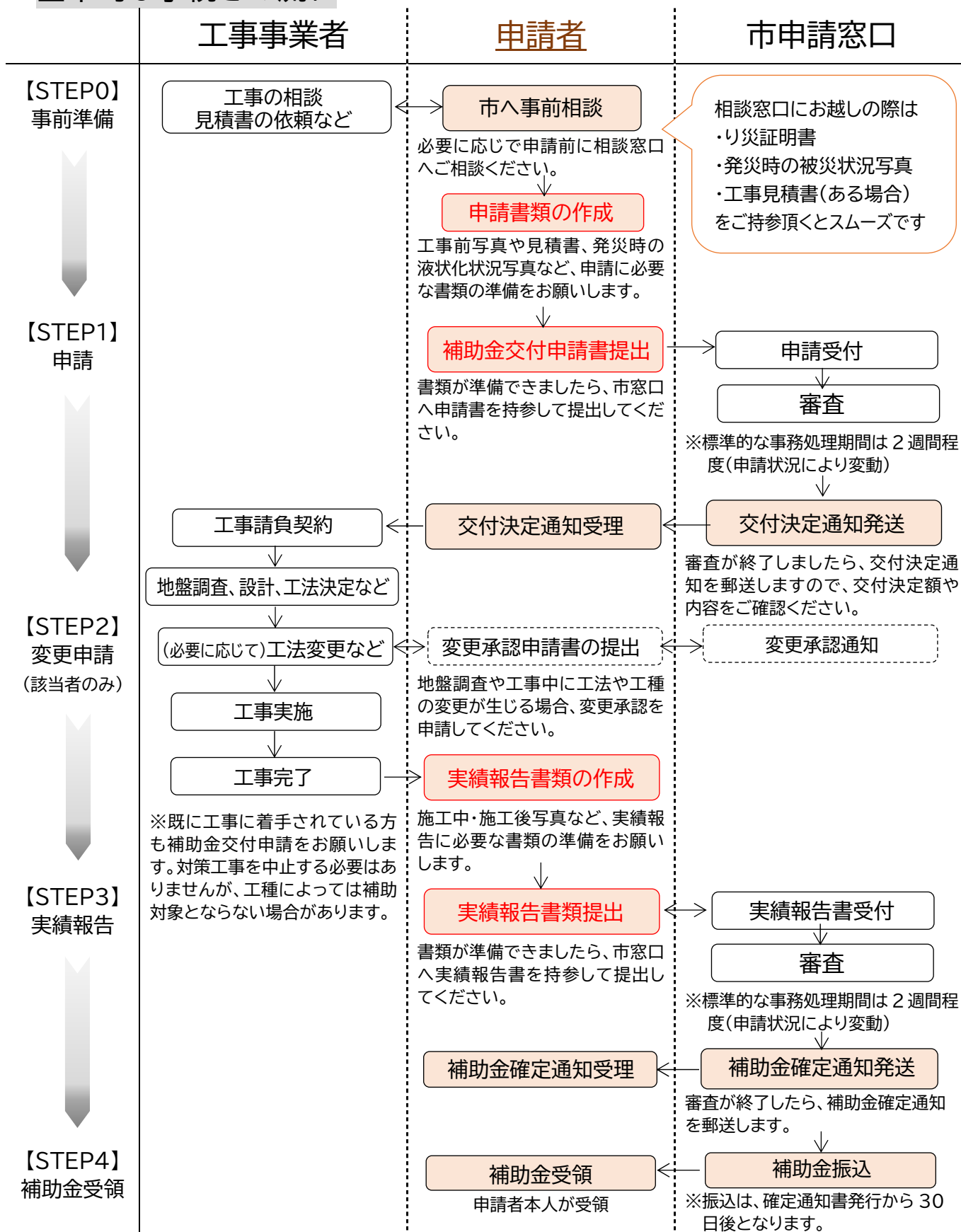
Ⓐ これから工事に着手する方

Ⓑ 工事は着手済みだが支払いは未完了の方(既に工事に着手されている方)も同様となります

これから着手する方は、対象工事の着手前に補助金の交付申請を提出してください。

工事は着手済みだが支払いは未完了の方(既に工事に着手されている方)も補助金の交付申請を提出してください。

基本的な手続きの流れ



6-2 これから着手する場合

Ⓐ これから工事に着手する方

【STEP 1】

Ⓑ 既に工事に着手されている方

補助金交付申請書の提出

下記の必要書類を準備のうえ、補助金交付申請書を提出してください。

必要書類		内 容
1	補助金交付申請書 第1号 様式	・記載内容は別冊「申請書類のつくりかたガイド」参照。
2	事業概要・補助金額算定書 第2号 様式	・記載内容は別冊「申請書類のつくりかたガイド」参照。 ・複数の工事事業者に発注する場合は、工事事業者ごとに作成してください
3	液状化被災状況説明書 第3号 様式	・記載内容は別冊「申請書類のつくりかたガイド」参照。
4	り災証明書の写し	・り災原因が「令和6年能登半島地震」であるもので、居住者用のもの。 ・分譲マンションの管理組合の理事長が申請する場合、理事長などの居住者用のり災証明書を提出してください。
5	対象工事の見積書などの写し	・工事事業者の見積書で、復旧工事の明細がわかるもの。 ※本支援制度の対象工事と対象外工事が区分できる見積としてください。
6	対象工事の設計図	・擁壁を造り替える場合：仕様や構造などが確認できる図面 ・地盤改良を行う場合：地盤改良範囲や工法が分かる図面、建替え平面図 ・傾斜修復を行う場合：傾斜状況を計測した図面など
7	住宅の全景写真	・住宅の用に供されていることが確認できるもの。
8	対象工事の施工前写真 (被害状況が分かるカラー写真)	・補助対象として申請する工事箇所を全て撮影してください。 ・やむを得ず写真を用意できない場合、「(施工前・施工中)写真代替・施工状況説明書」参考様式の提出が必要です。
該 当 者 の み	判定基準チェックリスト 参考 様式	【被害の程度が「一部損壊」である場合のみ】 ・記載内容は別冊「(一部損壊の方へ)「宅地の相応の被害」とは」参照。
	工事施工・補助事業 に関する同意書 参考 様式	【宅地の所有者と居住者が異なる場合のみ】 ・宅地所有者が申請→居住者の同意、居住者が申請→宅地所有者の同意。
	管理組合などの決議を経て いることを証明する書類	【分譲マンションの管理組合などが申請する場合のみ】 ・管理組合の総会の議事録など。
	登記全部事項証明書(土地)	【宅地の所有者が申請する場合のみ】 ・宅地の所有者であることが確認できるもの。
	住民票の写し	【り災証明書の世帯主以外の世帯構成員などが申請する場合のみ】 ・世帯員全員の情報が記載されているもの。
	委任状 参考 様式	【住宅に住んでいない居住者などの配偶者または扶養義務者が申請する場合】
	申請者と居住者などの続柄 を証明する書類	【住宅に住んでいない居住者などの配偶者または扶養義務者が申請する場合】
	国県住宅支援制度の支援額 がわかる書類	【国県制度を活用している場合のみ】 ・交付済み→確定額、交付決定済み→決定額、申請済み→申請額が分かるもの
	住宅と非住宅部分の面積な どが確認できる書類	【併用住宅の場合のみ】・住宅平面図や配置図など、店舗などの専用部分の床面積や外構面積が分かるもの。
	その他市長が必要と認める 書類	【その他、審査に必要な資料が上記の他にある場合のみ】

6-3 これから着手する場合

Ⓐ これから工事に着手する方

Ⓑ 既に工事に着手されている方

【STEP 2】

申請内容に変更が生じた場合の手続き

以下の場合、変更の申請が必要となります。(以下に該当しない場合は、変更の手続きは不要です)

必要書類		内 容
1	補助事業変更承認 兼 補助金変更交付申請書 第 5 号 様式	・変更内容と変更理由を記載してください。
2	対象工事の変更設計図	・位置図や計画平面図など、変更の計画が分かるもの。
3	対象工事の変更見積書などの写し	・工事事業者の見積書で、変更工事の明細がわかるもの。
該当者のみ	国県制度の支援額がわかる書類	【国県制度を活用している場合のみ】 ・交付済み→確定額、交付決定済み→決定額、申請済み→申請額が分かるもの (国県制度：応急修理実施連絡書、市制度：確定通知書など)
	その他市長が必要と認める書類	【その他、審査に必要な資料が上記の他にある場合のみ】

【STEP 3】

実績報告書の提出

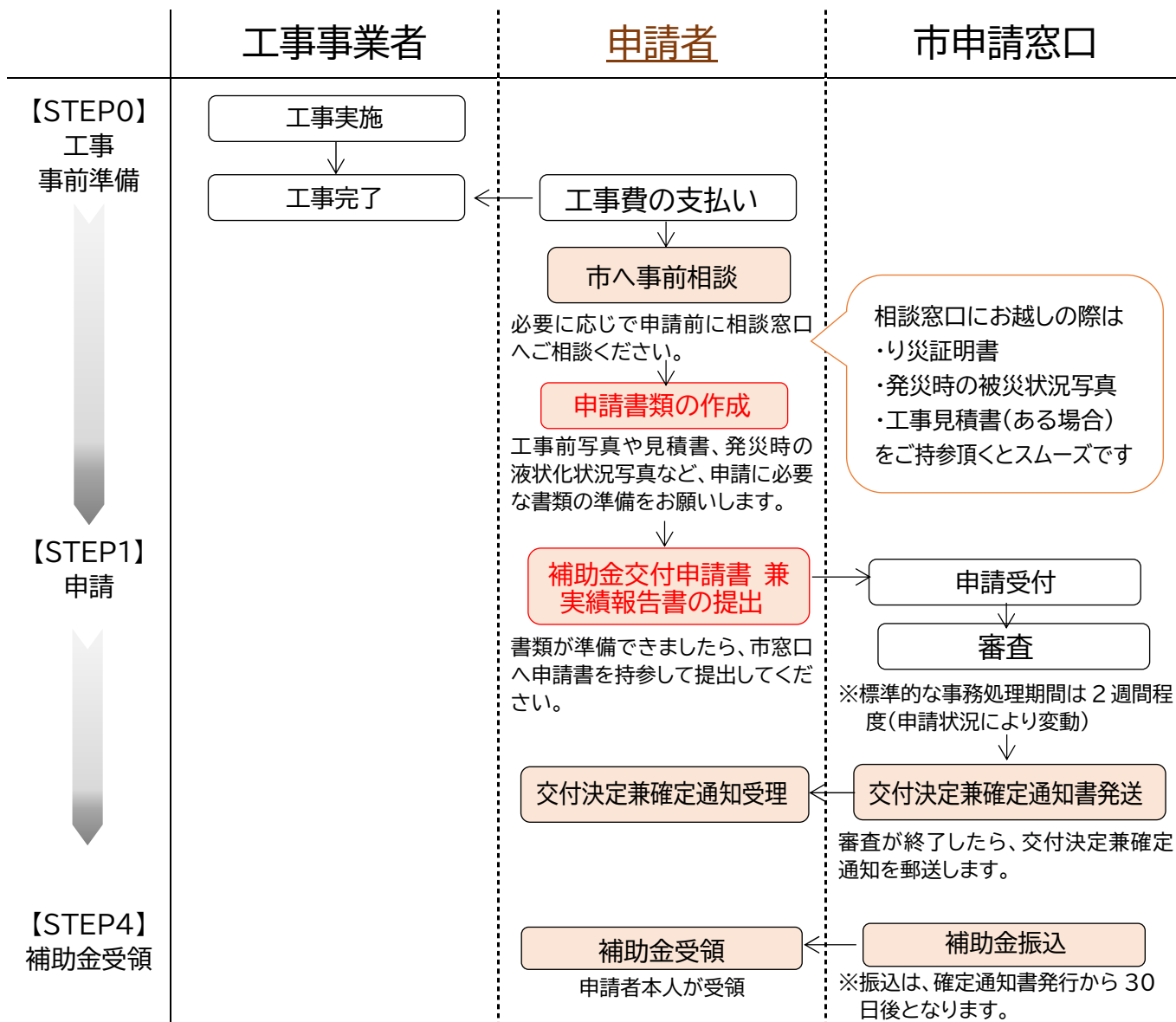
下記の必要書類を準備のうえ、実績報告書を提出してください。

必要書類		内 容
1	実績報告書 第 9 号 様式	・記載内容は別冊「申請書類のつくりかたガイド」参照。
2	事業概要・補助金額算定書	・記載内容は別冊「申請書類のつくりかたガイド」参照。 複数の工事事業者に発注する場合は、工事事業者ごとに作成してください
3	対象工事の施工中・施工後写真 (カラー写真)	・補助対象として申請した工事箇所を全て撮影してください。 ・施工中写真：工事完了時点で隠蔽される部分のみ必要です。 ・施工中写真をやむを得ず写真を用意できない場合、「(施工前・施工中)写真代替資料」の提出が必要です。施工後写真は必須となります。
4	領収書の写し	・申請者に対して発行され、本支援制度に係る領収書であるもの。
該当者のみ	補助事業変更申出書 第 10 号 様式	【軽微な変更があった場合のみ】 ・変更内容と変更理由を記載してください。
	対象工事の変更設計図	【軽微な変更があった場合のみ】 ・位置図や計画平面図など、変更の計画が分かるもの。
	国県制度の支援額がわかる書類	【国県制度を活用している場合のみ】 ・交付済み→確定額、交付決定済み→決定額、申請済み→申請額が分かるもの
	その他市長が必要と認める書類	【その他、審査に必要な資料が上記の他にある場合のみ】

7-1 既に支払いまで完了済みの場合 ◎ 既に支払いまで完了済みの方

既に対象工事が完了し、支払い完了済みの場合は、補助金交付申請書兼実績報告書を提出してください。

基本的な手続きの流れ



7-2 既に支払いまで完了済みの場合

◎ 既に支払いまで完了済みの方

【STEP 1】

補助金交付申請書 兼 実績方向書の提出

下記の必要書類を準備のうえ、補助金交付申請書兼実績報告書を提出してください。

必要書類		内 容
1	補助金交付申請書 兼 実績報告書 第15号 様式	・記載内容は別冊「申請書類のつくりかたガイド」参照。
2	事業概要・補助金額算定書 第2号 様式	・記載内容は別冊「申請書類のつくりかたガイド」参照。 ・複数の工事事業者に発注する場合は、工事事業者ごとに作成してください
3	液状化被災状況説明書 第3号 様式	・記載内容は別冊「申請書類のつくりかたガイド」参照。
4	り災証明書の写し	・り災原因が「令和6年能登半島地震」であるもので、居住者用のもの。 ・分譲マンションの管理組合の理事長が申請する場合、理事長などの居住者用
5	対象工事の見積書などの写し	・工事事業者の見積書で、復旧工事の明細がわかるもの。 ※本支援制度の対象工事と対象外工事が区分できる見積としてください。
6	対象工事の設計図	・擁壁を造り替える場合：仕様や構造などが確認できる図面 ・地盤改良を行う場合：地盤改良範囲や工法が分かる図面、建替え平面図 ・傾斜修復を行う場合：傾斜状況を計測した図面など
7	住宅の全景写真	・住宅の用に供されていることが確認できるもの。
8	対象工事の施工前写真 (被害状況が分かるカラー写真)	・補助対象として申請する工事箇所を全て撮影してください。 ・やむを得ず写真を用意できない場合、「(施工前・施工中)写真代替・施工状況説明書」参考様式の提出が必要です。
9	対象工事の施工中・竣工後写真 (工事の内容が分かるカラー写真)	・補助対象として申請する工事箇所を全て撮影してください。 ・施工中写真：工事完了時点で隠蔽される部分のみ必要です。 ・施工中写真をやむを得ず用意できない場合、「(施工前・施工中)写真代替・施工状況説明書」が必要です。施工後写真は必須となります。
10	領収書の写し	・申請者に対して発行され、本支援制度に係る領収書であるもの。
該当者のみ	判定基準チェックリスト 参考様式	【被害の程度が「一部損壊」である場合のみ】 ・記載内容は別冊「(一部損壊の方へ)「宅地の相応の被害」とは」参照。
	工事施工・補助事業に関する同意書 参考様式	【宅地の所有者と居住者が異なる場合のみ】 ・宅地所有者が申請→居住者の同意、居住者が申請→宅地所有者の同意。
	管理組合などの決議を経ていることを証明する書類	【分譲マンションの管理組合などが申請する場合のみ】 ・管理組合の総会の議事録など。
	登記全部事項証明書(土地)	【宅地の所有者が申請する場合のみ】 ・宅地の所有者であることが確認できるもの。
	住民票の写し	【り災証明書の世帯主以外の世帯構成員などが申請する場合のみ】 ・世帯員全員の情報が記載されているもの。
	委任状 参考様式	【住宅に住んでいない居住者などの配偶者または扶養義務者が申請する場合】
	申請者と居住者などの続柄を証明する書類	【住宅に住んでいない居住者などの配偶者または扶養義務者が申請する場合】
	国県住宅支援制度の支援額がわかる書類	【国県制度を活用している場合のみ】 ・交付済み→確定額、交付決定済み→決定額、申請済み→申請額が分かるもの
	住宅と非住宅部分の面積などが確認できる書類	【併用住宅の場合のみ】・住宅平面図や配置図など、店舗などの専用部分の床面積や外構面積が分かるもの。
	その他市長が必要と認める書類	【その他、審査に必要な資料が上記の他にありする場合のみ】

8 注意事項

(1) 国県制度との併用について

- ・本支援制度は、国県制度と併用することができますが、申請手順によって不公平が生じないように、本支援制度を申請し、交付決定された後、市制度を申請することができないこととしています。また、本支援制度を活用した後、国県制度を申請して追加で支援を受けたことが確認された場合は、追加で支援を受けた分の補助金相当額について本支援制度の補助金返還を求めます。（国制度については、支援額のうち 50 万円を超えた額のみを控除して本補助金額を算定するため、本支援制度活用後においても 50 万円までは返還対象とはなりません）
- ・宅地の所有者が本支援制度を活用する場合においても、上記と同様となります。
- ・住宅に関する応急修理や修繕をお考えの方で、国県制度をまだ申請していない方は、本支援制度より先に国県制度の申請を行ってください。

(2) 上記以外の市の補助金などとの併用について

- ・本支援制度による補助金は、国県制度を除いて、本市の他の補助制度と重複して受けることはできません。

(3) 補助事業により取得した不動産などの適正な維持管理と関係書類の保管について

- ・補助事業により取得した、または効用の増加した不動産などについては、耐用年数を勘案した適当な期間中、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があるとともに、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反した使用・譲渡・交換・または担保にすることはできません。
- ・本補助金に関する見積書や領収書その他対象工事の経費に関する書類は、5年間保管する必要があります。

(4) 補助金交付の取消し・返還について

- ・補助金の交付を受けた方が、偽りの申請を行っていた場合や、要綱の規定に違反した場合などは、補助金交付の決定を取り消すことがあります。
- ・交付決定を取り消した際、既に補助金が交付されている場合は、交付された補助金の返還を求めます。

(5) その他

- ・地震に便乗した悪徳商法にご注意下さい。不審に思ったら消費生活センターへ相談ください。（相談専用電話：0257-23-5355）
- ・市で特定の工事事業者を紹介・あっ旋したり、復旧工事の標準価格を示したりすることはできません。
- ・着工後のトラブルを防ぐため、工事の契約にあたっては内容を十分に確認したうえで締結することが重要です。
- ・工事中の騒音や車両の出入りなどによって、近隣とトラブルになるケースが見受けられます。工事の方法などは施工事業者と十分に相談してください。